

発議第2号

令和8年3月24日

木津川市議会

議長 柴田 はすみ 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会

委員長 宮嶋 良造

木津川市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

オンラインの方法による委員会開催について適正な運営を図るため、所要の改正を行うものです。

木津川市議会規則第 号

木津川市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

木津川市議会会議規則（平成19年木津川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>（出席委員に関する措置）</u></p> <p><u>第94条の2 この章における出席委員</u> <u>には、法第109条第9項の規定に基</u> <u>づく条例の規定により、映像と音声の</u> <u>送受信により相手の状態を相互に認識</u> <u>しながら通話をすることができる方法</u> <u>（以下「オンラインによる方法」とい</u> <u>う。）で委員会に出席した委員を含む。</u></p>	
<p>（委員外議員の発言）</p>	<p>（委員外議員の発言）</p>
<p>第117条 （略）</p>	<p>第117条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p><u>3 前2項の場合において、法第109</u> <u>条第9項の規定に基づく条例の規定に</u> <u>より、委員会がオンラインによる方法</u> <u>で開かれているときは、委員でない議</u> <u>員は、オンラインによる方法で当該委</u> <u>員会に出席することができる。</u></p>	
<p>（不在委員）</p>	<p>（不在委員）</p>
<p>第129条 表決の際会議室にいない委</p>	<p>第129条 表決の際会議室にいない委</p>

員は、表決に加わることができない。
ただし、法第109条第9項の規定に
基づく条例の規定により、オンライン
による方法で出席している委員は、こ
の限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、法第109条
第9項の規定に基づく条例の規定によ
り、委員会がオンラインによる方法で
開かれているときは、紹介議員は、オ
ンラインによる方法で委員会に出席す
ることができる。

員は、表決に加わることができない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。